

令和 8 年 3 月 1 日から

林野火災注意報・林野火災警報の運用が始まります

岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受け、林野火災予防を目的に名取市では、令和 8 年 3 月 1 日から乾燥した日が続くような気象条件により「林野火災注意報」・「林野火災警報」を発令する場合があります。

林野火災注意報

林野火災の予防上、気象状況により注意を要する場合に「林野火災注意報」が発令されます。「林野火災注意報」が発令された場合は、対象区域内では、**火を使用する行為を行わないように努めなければなりません（努力義務）**

林野火災注意報の発令基準：名取市に乾燥注意報と暴風警報の両方が発表されたとき

林野火災警報

林野火災の予防上、危険と認める場合に「林野火災警報」が発令されます。

「林野火災警報」が発令された場合は、対象区域内では、**火を使用する行為を行ってはいけません（罰則のある義務）**

火の使用の制限に従わない場合は 30 万円以下の罰金または拘留が課されることがあります。

林野火災警報の発令基準：上記に加え、**顕著な少雨**の発表、または火災予防上危険と認められたとき

火の使用制限対象区域

- 仙台湾海浜県自然環境保全地域
- 樽水・五社山県自然環境保全地域
- 高館・千貫山緑地環境保全地域

※「林野火災注意報」・「林野火災警報」の注意喚起は山林に限らず、市内全域に広報します。

いこいの広場がふくまれる範囲

